

2021年8月19日、新大阪日之出会議室において「申」第6号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

「運輸所社員の新型コロナウイルス感染」に関する緊急申し入れ

7月27日、大阪第二運輸所の総務科掲示にて「大阪第二運輸所に勤務する社員が新型コロナウイルスに感染していることが判明した。」と掲出された。

今回の会社掲示は、自所の社員が感染したにもかかわらず、当該社員の勤務形態等の情報開示すらなく従来通りの社員への感染防止対策を求めているだけであり、職場で働く多くの社員には不安が広がっているのが現状である。

過去に感染が明らかになった、東京の運輸所の乗務員、JRCP社員の感染に対しては的確に情報を開示し、注意喚起を促していたが、昨年12月、当所員の感染の時期から、事実を正確に伝えようとしない姿勢になった。

会社は「マスク着用や消毒による対策を施しているから、過度に心配するな」との主張であるが、対策に万全を期して従事している医療現場でも感染が拡大する中、会社として社員への適切な情報開示と職場での対応に対する問題意識が希薄であり、労働組合として到底看過できない。

よって、下記の通り緊急に申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

1. 今回の「運輸所社員の新型コロナウイルス感染」に対する保健所の指示を明らかにすること。

【会社回答】

保健所との具体的なやり取りについて明らかにする考えはない。

2. 当該社員が「新型コロナウイルス」に感染が判明するまでに従事した勤務形態等を時系列等で明らかにすること。

【会社回答】

個々の社員の勤務指定・勤務認証については、回答しない。

3. 当該社員の「新型コロナウイルス」感染が判明した以降、会社が実施した感染防止対策を詳細に明らかにすること。

【会社回答】

当該社員の執務室の他、利用した会議室、エレベーター等、感染者が触った可能性がある場所に対して、消毒を実施した。

4. 昨年、初期段階では会社のホームページで、新型コロナウイルス感染者の「業務に関する概況」が詳細に明らかにされていた。しかし、昨年末の運輸所社員の新型コロナウイルス感染について以降、対応が変わった。今回も含めて今までのプレス発表と同様、現場社員に対し全てを明らかにすること。

【会社回答】

関係カ所においては既に掲示等で周知しており、必要な範囲で体調把握を行っている。体調が悪い場合等は、すみやかに申告するよう社員に周知している。

5. 当該社員の勤務形態で濃厚接触者の定義に関わる社員は、存在するのか明らかにすること。

【会社回答】

他職場の1名が指定された。

6. 会社は、昨年の運輸所社員のコロナウイルス感染が明らかになった件で12月25日の業務委員会において、「感染した社員と一定の接触があったと思われる社員に対しては、個別に通知して体調の確認を行っている」と回答し、特定の社員のみに関き取りした事実が明らかになった。そして、社員自ら当該社員と接触したと主張した社員からの申告を無視し、取り扱わなかった。この対応は、真実と向き合わない姿勢であり、感染拡大の要因や経路が不明になる恐れがある。即刻改めること。

【会社回答】

4項目と同じ回答

関係カ所においては既に掲示等で周知しており、必要な範囲で体調把握を行っている。体調が悪い場合等は、すみやかに申告するよう社員に周知している。

7. 大阪第二運輸所に従事する全ての社員と、感染した当該社員の勤務上、関係した他職場の社員、その他の希望する社員については、PCR検査を会社の責任において実施すること。

また、PCR検査に関わる全ての費用は会社が負担すること。

【会社回答】

こまめな手洗いや手指の消毒等による感染予防や、検温等の医療管理を徹底しており、現時点でPCR検査を実施する予定はない。尚、個別の事象に対するPCR検査の受検用費については、保健所の指示があればそれに従う。

8. コロナウイルス感染拡大が第5波に達しようとする中、2021年8月2日から大阪にも4回目の緊急事態宣言が発令された。通常通りの乗務員に対する定例訓練やスキルアップ等委員会の開催は感染拡大に繋がるものである。当面の間、中止すること。

【会社回答】

必要な業務については感染防止対策を実施した上で、引き続き実施していく。

9. 「新型コロナウイルス感染」に対する隔離期間は、勤務扱いとし「自宅待機」とすること。また、「新型コロナウイルス」に感染した社員が労災を申請する場合は、会社が責任をもって手続きする。

【会社回答】

勤務扱いについて、そのような考えはない。

会社は、検温の結果37.5度以上となり、就業が不可能となった場合、社員から私傷病休暇の申請があれば私傷病休暇となり、年休のしんせいがあればそれを妨げない。尚、会社として社員の就業を禁止する必要があると判断した場合は、就業規則第136条第2項に基づき、社員の就業を禁止する。労災申請については、法令に則り、適切に対処している。

10. 「新型コロナウイルス」に感染した社員に対するハラスメント行為の防止と、心のケアは会社の責任において万全を期すこと。

【会社回答】

就業規則等の規定や相談窓口の設置等、法令に則り適切に対処している。

11. 8月9日以降のコロナワクチン職域接種の進捗状況を明らかにすること。

【会社回答】

大阪地区においては、8月23日から職域接種を開始する。

感染事実は正確に、時系列で開示しろ！

【若干のやり取り】

(組合) 昨年緊急事態宣言下でJR東海・関連会社でコロナ感染発症した時は、時系列的に事実を開示してきたが、最近では、テンプレート的に「マスク、手洗い、消毒をしている。過度の心配は必要ない」とだけの詳細を一切明らかにしない掲示になっている。。運輸所も、先日感染者が出た交番検査車両所も。これでは事実関係がハッキリしないから感染の要因や経路が不明になり、不安だけが蔓延している。詳細を明らかにすること。

(会社) 必要な範囲で掲示している。体調が悪かったら管理者へ申告してもらったらいい。

(組合) 無症状の人もいる。

(会社) 無症状の人も申告してもらえばいい。

感染者の記憶だけ当てにして消毒するのは、単なる消毒したという既成事実作りだ！

(組合) 今回当該の感染者の記憶に基づき、移動した場所の消毒をしたというが、記憶は曖昧で100パーセントではない。単なる、消毒をしたという既成事実作りだ。

(会社) 会社は適切に対処した。

ワンストップ委員会は、この時期中止しろ！

- (組合) 8月6日からワンストップ委員会は、在宅となったが今日も委員会ルームで活動していた。今、感染防止が最優先されるべきなのにあえてやる必要はない。
- (会社) 業務に必要なものはやる。
- (組合) その活動を管理者が求めているとすれば、あまりにもコロナ感染防止に対する意識が希薄過ぎる。せめて9月12日の緊急事態宣言下では止めるべきだ。
- (会社) 意見として聞いておく。